



Japanese Welfare Society in Australia

Hope Connection Newsletter No. 23

ホープコネクションニュースレター第 23 号 発行日2002年10月1日 発行者 Hope Connection Inc.
住所／郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話（電話相談兼用）0408-574-824
* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *
ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail: hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのごあいさつ

気温が 25 度を越えた直後に寒波に見舞われ、メルボルンらしい春を迎えています。

庭では梅、桜がいっぺんに咲き、シャクナゲ、ツツジに椿も満開、桜の木も若葉が日に日に茂り、なんでもごちゃ混ぜの所に戸がやってきて、退屈する暇がありません。

今回この街の春を初めて経験される方は随分戸惑われるることもありでしょう。クリスマスまでは何時寒くなるかわかりませんので、衣替えは慎重に。暖かい日が数日続いたらと冬

物をクリーニングに出してしまうと痛い目に遭います。

街を歩く人々を観察してみても、半袖の人がいればコートを着た人も。庭の花と同じく、一体今はどの季節だろうと思うこともしばしばです。人と違っていて当然だとお互いに納得し合っている、人種も服装も混在したこの街を私は住みやすいと感じています。

どうか、民族間の戦争が勃発しませんように。
世界平和を祈ります。

タックスリターン(税務申告)について

去る 8 月 17 日 (土)、ホープコネクション・カルチャースクールにて、佐川義人氏より、タックスリターン(税務申告)についてお話をいただきました。以下の記事は、当日のお話をもとに、個人所得税申告について簡単にまとめたものです。

自己申告制度と納税者番号(TFN)

オーストラリアでは、個人所得申告は自己申告制度をとっており、申告と立証義務は納税者個人にある。また、納税者一人一人が Tax File Number (TFN=納税者番号)を持つことにより、税の補足ができるシステムになっている。TFN の取得は、Australian Taxation Office (ATO) で行う。TFN 取得フォームは郵便局などにおいてある。

課税年度と申告期限

オーストラリアでは、7月1日から始まり6月30日で終わる一年が課税年度となる。申告期限は、個人で行う場合は10月31日まで。エージェントを使用する場合には、翌年の3月までとなる。

所得税率(居住者の場合)

所得税額 (\$)	税率 (%)
0 - 6000	0
6001 - 20000	17
20001 - 50000	30
50001 - 60000	42

60001 -

47

この他にメディケア 1.5%

申告対象者

課税年度において、豪州滞在が 183 日以内で、豪州源泉の収入が \$6000 以下の場合は、原則として申告不要。申告対象者とその課税対象は以下のとおり。

- 税制上の非居住者 · 豪州国内源泉のみが課税対象となる。
- 税制上の居住者 · 全世界ベースが課税対象となる。

居住者・非居住者の定義

税制上の居住者は、ビザ上の居住者と定義が異なる。

- 非居住者 · · · 原則として 183 日以内の滞在で豪州源泉の収入がある者。生活の主たる場所が海外にあることが条件。
- 居住者 · · · 非居住者以外 (永住ビザの有無は無関係)。

Tax Pac (自己申告書類) と納税手続

前年度に申告した場合は自宅へ郵送される。また、ニュースエージェントでも入手可能。年収 \$6000 以下は非課税となる。申告書を基にATOが納税額を決定し、ATOより送られてくる課税通知書により納税を実行。

<主な記入項目>

課税対象となる収入（居住者の場合） ----- Tax Pac: 1 - 11

国内外を問わず、全世界ベースの収入が課税対象となる。主に、給与（源泉徴収票を参照）、諸手当、預金の利息、ボーナス、家賃収入など。なお、駐在員の優遇措置として、会社から補助金を受けている場合の教育費・家賃は課税対象外となる。

所得の控除項目 ----- Tax Pac: D1-D11

所得を得るために発生する支出、または損失（給与所得等を得るために発生する費用、個人の事業所得に係わる必要経費、不動産収入に係わり発生する費用等）について控除が認められる。主たる控除項目として、自動車経費（業務目的に使用のみ）、申告書作成費用、指定寄付金、旅費、自己研修費、その他の業務関連費用がある。

➤ 自動車経費（自己保有車を業務に使用した場合）

職場と家の往復（通勤）は対象外。ただし、一例として職場が2つ以上ある場合には、家から1つ目の職場への通勤は対象外だが、1つ目の職場から2つ目の職場（例えば取引先の事務所など）への移動とそこから家へ戻る際の移動は経費の対象となる。経費の計算方法は以下の4つから選択できる。

- ① 走行距離単位費用・・・仕事に使用した走行距離が5000km以下の場合。
- ② 取得価格の12%・・・仕事に使用した走行距離が5000km以上の場合。
- ③ 全自動車コストの3分の1・・・仕事に使用した走行距離が5000km以上の場合。
- ④ 走行記録法・・・総維持費×業務用の割合。12週間のログブックをもとに計算する。

➤ コンピュータ

ラップトップは購入後3年間、デスクトップの場合は4~5

年、控除の対象となる。

例) 購入費\$3000 × 定額法 33% × 業務用の割合 50% = \$495

➤ 自己研修費、その他の業務関連費用

現在の職業に直接関係した自己研修費用のみ認められる。例えば、夜学に通う場合の教材費、コース費用、学生組合費、コンピュータ、交通費など。一定の基礎控除（\$250/年）を超えた分が経費として認められる。その他、組合費、セミナー参加費、購読費、自宅事務所経費（光熱費等）が控除対象となる。

* 立証義務について：申告者は、控除に関する全記録を5年間保存する義務がある。ただし、\$300以下の費用には立証義務はない。控除が多い場合には、ATOから追加質問票が届き、控除の証拠を求められる場合がある。

主たるリベート（税額控除） ----- Tax Pac: T1-T4 他

- 扶養者控除：国内に居住する配偶者、父母がいる場合。ただし、配偶者に収入がある場合には減額される。また、配偶者の年間課税所得が\$6029以上の場合は控除なし。
- Family Tax Benefit (FTB)：子供がいる場合の扶養者税額控除。
- 医療費控除：年間\$1250を超える部分の20%が控除される。

以上、個人所得税申告について基本的な情報をまとめました。なお、申告内容・記入事項は個人個人によって異なるので、不明な点は専門家にお尋ねになることをお勧めします。

賃貸トラブルに巻き込まれて：その対処法（私の体験）

ホープコネクションでも賃貸のトラブルはとても多い相談のひとつです。私はホープコネクションの会員ですが、実際に私自身が体験したトラブルを通してどんな点に注意すればいいか、またトラブルになったときの対処法など皆さんのが参考にしていただければと思います。

3年ほど前に長年暮らした家を売却し、新しく家を建てるまでのあいだ、借家で暮らすことになりました。仮住まいという気持ちもあり、とにかく子どもが学校に通いやすいところということで、気軽に一軒家を借りたのですが、それが私たちの悪夢のはじまりでした。

それは引っ越してすぐ始まりました。夕方になると決まって子ども部屋とスタディの床からなんとも言えないいやな匂いしてくるのです。すぐ不動産屋に調べてくれるように頼みましたが、何の返事も

もらえず、堪りかねて FAIR TRADING & BUSINESS AFFAIRS というレンタルのいろいろな問題を扱っている政府の機関に相談に行きました。そこでくわしくどういう風に不動産、また大家に今の状況を伝えるか、教えてもらいました。NOTICE TO LANDLORD という用紙をもらい不動産屋を通じて大家に送りましたが、なんの返事もなく、最終的に裁判にもちこんで私たちがその匂いに伴い、頭痛や不快感などを、大家に賠償請求する段階までいきました。

その時点で大家はあわてて、私たちの契約を解除してすぐ引っ越ししてもいいということになりました。こちらでは契約期間内に家を出した場合、契約期間中はテナントが家賃を払う義務があるのです。私たちはとにかくこの家からでられるのであればということで、すぐ引っ越しました。でもこれで悪夢は終わらなかったのです。

なんと今度は大家が保証金を返さないと言ってきたのです。理

由はわたしたちがペンキを塗ったこと、カーテンを取り扱ったことでした。カーテンはもともと一枚のきれいかかっていただけで、私たちが後でブラインドをつけたのですが、引越しの時、当然持つてでたのです。私たちは納得せず、保証金の用紙にサインをしませんでした。

そしてなんということでしょうか、今度は大家が私たちを訴えたのです。私たちは裁判で争うことになりました。こちらでは TRIBUNAL と呼んでいますが、日本では簡易裁判所といったところでしょうか。当日に備えて、弁護士の友人に手伝ってもらい、これまでの経過をファイルにまとめることにしました。そのとき友人にはめられたのが、すべての書類やちょっとした証拠になるようなメモなどを私がすべて保存していました。

そのときわかったのですが、私たちが入居を決めたとき大家は3か月分の家賃の前払いを請求しました。理由は私たちに親戚がないからということでした。そのときはなにも疑わずに払ったのですが、じつはこれは明らかな違反で大家は一か月分の家賃しか請求できないのです。これを破れば、最低 1,000 ドルの罰金が大家に課せられます。とりあえず、ファイルを作り、裁判官に見てもらえるようにしました。

いよいよ当日、わたしはテレビなどで見るかしこまった裁判所を想像していたのですが、とてもこじんまりした明るい雰囲気のところでした。結局大家は来ず、不動産屋から一人来ただけで、それも裁判官の心証を害したようでした。いよいよ本題にはいり、裁判官にファイルを手渡したのですが、今回は匂いのことなど直接は関係ないということで、主にカーテンとペンキを塗ったことに集中したのですが、あのファイルのおかげで私たちがどれだけ真剣なのかということを裁判官が感じてくれ、結局は保証金の 3 分の 2 は返ってくるという判決がくだりました。

そして最後に裁判官は、私たちがもし大家を訴えたいならいつでもできますよ、と言ってくれました。こうして私たちはやっと長い悪夢から目覚めました。わずか半年ほどでしたが、本当に貴重な体験をしました。

私自身の反省も込めて家を借りる時に注意する点、またトラブルに巻き込まれたときの対処法などを以下に箇条書きにしてみました。

- * ちょっとむづかしいかもしれません、契約前に以前住んでいた人がどのぐらい住んでいたか、出て行った理由など調べる。
(私の場合、前に住んでいた人はわずか半年で退去していました。きっと同じ理由かもしれません)
- * 契約は1年ぐらいが普通。(私は引っ越すのがめんどうなので2年契約にしてしまった)
- * 契約時のコンディションレポートはきっちりと確認しながら書く。写真を撮るのも良い方法かも。少しでも不満があれば契約前に不動産に交渉する。(このコンディションレポートで元々のカーテンがはぎれだったことが証明されました。)
- * 入居して絵を壁にかけたり、ちょっとしたところを変えたいときでも文書にして不動産屋に送り、大家の同意を得る。(私たちはお花を植えただけで文句を言われました)
- * 何か不満がある場合は必ず文書にして、簡易書留で不動産屋に送る。(証拠を残すため)
- * ブラブルになりそうな時は、政府機関なりその方面的プロフェッショナルに早めに相談する。もちろんホープコネクションにご連絡いただいてもけっこうです。
- * とりあえずすべての手紙、メモなどは保存しておくこと。そのとき封筒もいっしょにとっておくといつ投函されたかもわかる。電話での会話もメモをとり、日付もきっちり記入しておくこと。
- * 裁判所は決して恐ろしいところではありません。しっかり準備をしてのぞめば、それなりの判断を下してくれるところです。
- * 最後に世の中、いい人ばかりではないということをしっかり心に刻んでおくこと。(悲しいですが、事実です！)

私のこの体験が少しでも皆さんのお役に立てる'articleになれば幸いです。

日系コミュニティ団体紹介 - ソサエティ友の会

ソサエティ友の会は国際結婚をして、メルボルン及びその近郊に住んでいる人達の交流団体として1996年5月に発足した非営利団体です。現在は常時約30名前後の会員によって様々な活動を行っています。入会に際しては老若男女、在豪年数を問わず受け入れており、メンバー構成は20~60代迄幅広い年令の方がおられます。異国であるオーストラリアで主に永住されている方が多く、メルボルンでの生活全般、育児、医療、福祉などについての情報交換や新しい人達との出会いと友人作り、時には日頃英語しかしゃべれない鬱憤を日本語でおしゃべりで晴らしたりしています。

活動内容

定期ミーティングは2ヶ月毎（偶数月）の第4土曜日の午前中にサウスヤラで行われています。食事会、講演会、料理講習会、ピクニック、会報の発行2ヶ月毎等、会員の要望に応じてフレキシブルに多彩な内容の行事を行っています。

年会費: 20ドル

行事の内容によっては必要経費を頂く場合もあります。

入会: 入会の詳細については下記迄お問い合わせください。

Tel : (03) 9878-9357 Email: tomonokai@tonbo.com.au

お悔やみ：ブライス町子さんを偲んで

ブライスさんは2002年9月16日未明、クレイトンの病院で永眠されました。享年73歳。

ブライスさんはHOPE CONNECTIONが発足する前のメンタルヘルスを考える会(琉球大学山本助教授を中心にスタート)から参加され熱心に取り組まれてこられました。豪州生活が長いことから当地の知識も豊富で、色々貴重なご意見も聞かせていただきました。

HOPE CONNECTIONが発足し、いよいよ活動に入ってからも影の力となり、我々の良きアドバイザーとして力を発揮してくださいま

した。ブライスさんの温かく人を受け入れるご人格に、メンバーのみならず多数の人達が親しみを感じておりました。ブライスさんがカルチャースクールのときに差し入れくださったパンプキン スコーンの味が忘れられません。闘病生活中も気分が優れたときは会合に参加され、いつも微笑みを忘れない方でした。ブライスさんの‘慈愛の精神’はこれからも HOPE CONNECTION 活動に受け継いでいきたいと思います。

合掌

ホープコネクションからのお知らせ

「Will (遺言) を書きませんか」 ホープコネクション・カルチャースクール 第23回

オーストラリアでの暮らしに役立つ情報を日本語でお届けするホープコネクション・カルチャースクール。今回はWill (遺言) のお話です。縁起でもないと思われる方もあるかもしれません、もし自分の身に何かがあった場合、残された家族に余計な負担をかけないためにもきちんとした遺言を用意しておくことが大切です。遺言があれば財産を自分の望む人に譲ることができるだけでなく、相続を簡単かつ迅速に安い費用で行えます。逆に遺言が無いと、相続者確定に時間がかかる、家族につらい思いを強いることにもなりかねません。今回は、日本語堪能な弁護士 Stacey Steele さんにお越しいただき、遺言に関する基礎からお話しします。ふるってご参加ください。事前のご質問もお受けいたしますので、お申し込みの際にお知らせください。

日時：11月16日（土）午前10時30分～午後12時30分

場所：モナシュ大学 Japanese Studies Centre

モナシュ大学クレイトンキャンパス内

Melway 70F~G10~11 または 575 Building No. 54 (バス停のすぐ西側です。)

土曜日のため大学内の駐車場は無料です。

Bus Routes: No. 630, 634, 703, 733, 802, 804, 862 がモナシュ大学に停まります。

費用：お一人5ドル（コーヒー・紅茶、資料付）

お申し込み・お問い合わせ：0408-574-824 日本語電話相談まで。

または、E-mail : hopec@optushome.com.au まで。

チャイルド・ケアご希望の方、こんなことが聞きたいたいとのご希望などありましたら、お申し込みの際にお知らせください。

会場・資料準備のため事前の申し込みをお願いいたします。当日の午後9時以降、0408-574-824にて当日参加の受付もいたしますが、資料がお渡しできない場合もありますことをあらかじめご了承下さい。

ホープコネクション電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中でどうしてよいかわからず困っている方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聴いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグラントリースセンター（移民のための窓口となる公共団体）をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。

電話番号：0408-574-824 受付時間：月～金曜日 午前10時～午後3時まで
(相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります)

- Special Thanks to - 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Southern Sky、Education Logistics、J C Vニュースレター、豪日協会ニュースレター、佐川義人氏、Timothy McDonald 氏、Michal Morris 氏、洋子マーフィー氏、NEC、メルボルン日本人会、大隈良譲氏、Sandra Roeg 氏、SBS 日本語放送、天野行哲氏、加茂前千代氏、Christine J. Rodan 氏、吉澤通明氏 山本和儀氏 Dr Mark Preston (順不同)